

諮詢書及び付託書

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

目 次

1. 国土交通大臣から国土審議会長への諮問 P. 2
2. 国土審議会長から水資源開発分科会長への付託 P. 5
3. 水資源開発分科会長から調査企画部会長への付託 P. 6

1. 国土交通大臣から国土審議会長への諮問①

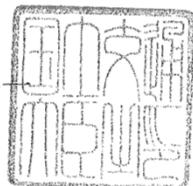


国水水計第47号
平成28年12月22日

国土審議会 会長
奥野 信宏 殿

国土交通大臣

石井 啓一



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

リスク管理型の水の安定供給に向けた
水資源開発基本計画のあり方について

1. 国土交通大臣から国土審議会長への諮問②

1. 諮問事項

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について

2. 諒問の趣旨

我が国の水資源を巡って、近年、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性、急速に進行する水インフラの老朽化による事故に伴う広域かつ長期の断水などのリスク、地球温暖化に伴う気候変動による渇水リスクなど、様々なリスクや課題が顕在化している。

また今年は、4月14日に発生した熊本地震によって水道施設や農業用水施設などの水インフラに甚大な被害が発生するとともに、関東地方及び四国地方をはじめとする全国の広い範囲で取水制限を伴う渇水が発生するなど、水資源を巡るリスクへの対応が急務であることを認識させられる事象が相次いだ。

このような状況の中で、平成25年10月に国土交通大臣から国土審議会長に対して「今後の水資源政策のあり方について」諮問したところ、水資源開発分科会及び調査企画部会における13回に及ぶ調査審議を経て、平成27年3月に答申（以下、「答申」という。）が示された。答申では、「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す」という基本理念のもと、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ、水資源政策の進化を図るべきであるという重要な提言をいただいた。これを踏まえて国土交通省としては、従来型の水需給バランスの確保にとどまらず、大規模災害等の危機時に必要な水の確保、水インフラの老朽化への対応、気候変動リスクへの適応策、危機的な渇水への対応等にも重点を置きながら、リスク管理型の水の安定供給の実現に向けて施策の展開を図る考えである。

利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川並びに筑後川の7水系は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある地域として、水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、これまで累次の水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）のもと、総合的な水資源の開発が進められてきた。その結果、各水系において、現行フルプランで予定された開発水量の確保は概ね達成される見込みとなっている。

その一方で課題も残されている。現在、水資源開発水系には我が国における人口と工業生産の約5割が集中し、全国の都市用水のうち約5割が使用されるに至っている。しかし、一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が存在するほか、水インフラの老朽化が進行するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生も懸念されるなど、水の安定供給に向けた対応には一刻の猶予も許される状況ではない。これまで、増加する水需要に対して供給力の増強を図ることを目指してきたフルプランについて、リスク管理型の水の安定供給を実現するための新たな計画へ、抜本的な転換を図ることが求められている。

以上のような経緯と認識を踏まえて、水資源開発水系において、水資源を巡るリスクに対して緊急的な取り組みを推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すことを目的として、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問するものである。

1. 国土交通大臣から国土審議会長への諮問③

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について

水資源開発基本計画（フルプラン）

産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系として指定し、同水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画を決定する。

[水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）]

○利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川の7水系で6計画を策定

○現行計画は、吉野川水系は平成22年度、その他の水系は平成27年度を目途として水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標を記載

水資源を巡る情勢

水資源を巡って顕在化しているリスク

- ・大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性
- ・急速に進行する水インフラの老朽化による事故に伴う広域かつ長期の断水などのリスク
- ・地球温暖化に伴う気候変動による渇水リスク 等

平成28年に発生した事象

- ・4月14日に発生した熊本地震では水道施設や農業用水施設などの水インフラに甚大な被害が発生
- ・関東地方及び四国地方をはじめとする全国の広い範囲で取水制限を伴う渇水が発生

水資源を巡るリスクへの対応が急務

『今後の水資源政策のあり方について（答申）』

【基本理念】

安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す

【改革のポイント】

- ①低頻度・高リスクへの対応
地震等大規模災害や危機的な渇水等の発生時に最低限必要な水を確保
- ②国民の視点に立った重層的展開
水インフラの老朽化対策 など

需要主導型の「水資源開発の促進」から リスク管理型の「水の安定供給」へ

水資源開発水系の現状

- ・現行フルプランで予定された開発水量の確保は概ね達成される見通しとなっている一方で、課題も残されている。
- ・水資源開発水系では、我が国における人口と工業生産の約5割が集中し、全国の都市用水のうち約5割が使用されている。
- ・しかし一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が存在するほか、水インフラの老朽化が進行するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生も懸念される

水の安定供給に向けた対応には猶予が許されない

水資源開発基本計画

増加する水需要に対して供給力の増強を図ることを目指してきたこれまでの計画から、リスク管理型の水の安定供給を実現するための新たな計画へ

抜本的な見直しが求められている

水資源開発水系において、水資源を巡るリスクに対して緊急的な取り組みを推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す

2. 国土審議会長から水資源開発分科会長への付託

山口

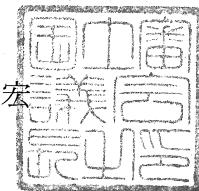
国 國 審 第 54 号
平成 29 年 1 月 10 日

国土審議会水資源開発分科会長

沖 大 幹 殿

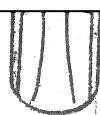
国土審議会長

奥 野 信 宏



平成 28 年 12 月 22 日付国水水計第 47 号にて国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」については、国土審議会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日国土審議会決定）第 7 条第 1 項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

3. 水資源開発分科会長から調査企画部会長への付託



国国土審（水）第11号
平成29年1月12日

国土審議会水資源開発分科会
調査企画部会長 殿

国土審議会水資源開発分科会長
沖 大幹



リスク管理型の水の安定供給に向けた
水資源開発基本計画のあり方について

平成29年1月10日付け国国土審第54号をもって国土審議会長から別紙のとおり「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」の付託がありましたので、水資源開発分科会における部会設置要綱（平成13年8月21日決定）に則り、貴部会において調査・検討していただき、後日、分科会に結果報告をして頂きますので、よろしくお願い致します。